

成田市情報公開及び個人情報保護審査会会議概要

1 開催日時

平成 28 年 10 月 5 日（水） 午後 2 時～午後 4 時

2 開催場所

成田市花崎町 760 番地
成田市役所 6 階 中会議室

3 出席者

(委員)

木村会長、菊地委員、江波戸委員、川嶋委員

(事務局：総務課)

宮崎課長、關谷係長、小川副主査、齋藤主事

(議題 1 諮問：納税課)

山田課長、井上室長、堀越副主査、鈴木主任主事

4 議題

- (1) 非強制徴収債権を含めた債権管理・回収における同一の実施機関内での債務者情報の相互利用及び他の実施機関への債務者情報の提供について（諮問）
- (2) 平成 27 年度及び 28 年度(8 月末日現在)の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）
- (3) その他

5 議事(要旨)

議題(1) 非強制徴収債権を含めた債権管理・回収における同一の実施機関内での債務者情報の相互利用及び他の実施機関への債務者情報の提供について（諮問）

【質疑等】

- 委員：他の滞納情報を得ることによって、市で行う各種サービスの低下、または利用の停止に結び付くのではないか。
- 納税課：各所管課で対応がしきれなくなったものについて情報を収集し、回収室で債権回収を行うため、全庁におけるすべての債権情報を収集することは考えていない。本市では、市税以外の滞納を理由として、助成制度等の行政サービスを制限する条例はないため、情報共有をすることによってサービスの低下にはつながることはないと考えます。

- 委員：差押えを行う際に、執行の段階で相手方の状況等を配慮しているのか。
- 納税課：滞納者の経済的状況や生活状況を勘案したうえで、できる範囲で差押えを執行しており、滞納者への配慮は欠かしていないと考えている。
- 委員：複数の滞納がある場合、徴収した債権の分配の仕方について、滞納者の意向で、どの税を支払いたいなどのは配慮されるのか。
- 納税課：税の時効や延滞金との兼ね合いもあるため、古いものから納めていただくことが原則であるが、内容や状況により全く意向を反映できないことはないとする。

【審議結果】

基本的には、実施機関の提案について次の意見を付して認めるものとする。

1. 情報共有に係る運用が恣意的に拡大することがないように、要綱等に取扱基準を定めるなど、明確な運用に努めること。
2. 債務者情報の利用及び提供に当たっては、債務者の資産や生活状況などの個人情報及び当該債権の目的や性質などにも留意し、他の行政サービスに対する影響を勘案しながら、慎重に取り扱うこと。
3. 利用及び提供する情報の管理については、債務者の権利利益が損なわれないように、十分に配慮すること。

議題(2) 情報公開及び個人情報保護制度運用状況の報告について

平成 27 年度及び平成 28 年度（8 月末現在）の情報公開制度及び個人情報保護制度に関する運用状況について、事務局より報告をした。

【質疑等】 特になし

議題(3) その他

事務局より、委員の任期が平成 28 年 11 月 30 日までとなっているため、任期の更新について確認を行った。

6 傍聴者

0 人